

リチウムイオン電池

	UN番号	正式輸送品目名	包装基準	Section n	Section分け基準	1包装あたり搭載制限	弊社受託可否	危険物申告書	危険物文言	リチウム電池文言	SectionII文言	その他文言	BUP搬入	UN容器	Class9ラベル	リチウム電池取扱いラベル	1 HAWBあたりの個数制限	充電率制限	UN38.3テスト	
リチウムイオン電池(単体)	UN3480	Lithium ion batteries	965	IA	単電池: 電圧(20Wh以上) 組電池: 電圧(100Wh以上) Section IBの制限を越えるもの	35kg	可	必要	必要	不要	不要	不要	不可	必要	必要	不要	不要	必要	必要	
				IB	単電池: 電圧(20Wh以下) 組電池: 電圧(100Wh以下) Section IIの制限を越えるもの	10kg	可	必要	必要	必要	不要	不要	不要	不可	不要 但し1.2mの落下試験に通過した容器が必要	必要	必要	不要	必要	必要
				II	①単電池、組電池: 電圧(2.7Wh以下) ②単電池: 電圧(2.7Wh以上、20Wh以下) ③組電池: 電圧(2.7Wh以上、100Wh以下)	①2.5kg ②単電池8個まで ③組電池2個まで	可	不要	不要	必要	必要	必要 運航者例外規程(KZ-04)と同様の内容	不可	不要 但し1.2mの落下試験に通過した容器が必要	不要	必要	必要	必要	必要	
リチウムイオン電池(機器同梱)	UN3481	Lithium ion batteries packed with equipment	966	I	単電池: 電圧(20Wh以上) 組電池: 電圧(100Wh以上) Section IIの制限を越えるもの	PAX 5kg CAO 35kg	可	必要	必要	不要	不要	不要	不可	必要	必要	不要	不要	不要	必要	
				II	単電池: 電圧(20Wh以下) 組電池: 電圧(100Wh以下)	PAX 5kg CAO 5kg	可	不要	不要	必要	必要	不要	可	不要 但し1.2mの落下試験に通過した容器が必要	不要	必要	不要	不要	必要	
リチウムイオン電池(機器組込)	UN3481	Lithium ion batteries contained in equipment	967	I	単電池: 電圧(20Wh以上) 組電池: 電圧(100Wh以上) Section IIの制限を越えるもの	PAX 5kg CAO 35kg	可	必要	必要	不要	不要	不要	不可	不要	必要	不要	不要	不要	必要	
				II	単電池: 電圧(20Wh以下) 組電池: 電圧(100Wh以下)	PAX 5kg CAO 5kg	可	不要	不要	必要※1	必要※1	不要	可	不要	不要	不要	必要※1	不要	不要	必要

※1: 1 House Air Waybillあたり(ストレート貨物の場合は1運送状あたり)の包装物の個数が2個以下であり、かつそれぞれの包装物には機器に内蔵された4個以下の単電池または2個以下の組電池が収納されている場合は不要。

危険物文言: "Dangerous Goods as per attached Shipper's Declaration", かつ該当する場合は "Cargo Aircraft Only"

リチウム電池文言: ●パッケージがリチウムイオンセルまたは電池を含んでいる事
●パッケージにダメージを受けた時、火災の危険性がある為、取り扱いに十分注意が必要である事
●パッケージがダメージを受けた時の取り扱い手順、これには検査、再梱包手順なども含む
●追加情報が必要な時の連絡先電話番号

Section II文言: "Lithium ion Batteries in compliance with Section II of PI xxx". (該当する包装基準番号)

BUP搬入: 荷主によるULDへ積みつけた状態での搬入

UN 38.3テスト: UN Manual of Tests and Criteria Part III, subsection 38.3.

1 HAWBあたりの個数制限: 1 HAWBあたり、2個以上該当リチウム電池を含んではならない。

充電率: 充電率は30%を超えてはならない。